

●令和5年度第2回河川審議会（令和6年3月22日）での主な意見

	発言内容	意見のポイント ⇒対応方針	対応方針
治水	基本方針として、年超過確率 1/30 を安全に流下させるとあるが、気候変動による降雨量の増加への対応も考慮し、手戻りのない計画とする必要がある。	◆ 施設能力を超える洪水に対しては、ハード対策だけでは限界があるため、水害リスクを踏まえた避難対策や住まい方の工夫など、ソフト対策の充実が必要	◆ 熱海5水系は、年超過確率 1/30 規模の降雨による洪水に対して、概ねの治水安全度を有しており、検討も進んでいることから、気候変動の影響を考慮しない方針としているが、超過洪水対策として本文に記載する。 ◆ なお、網代観測所における観測開始以降の最大1時間雨量 67mm/hr（1968年）に相当する雨量による洪水では、設定した HWL は超過するが、計画堤防高は超えないことを確認している。 (原案) ◆ P8 2 (2) ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項<超過洪水対策> 「さらに、気候変動の影響等による想定を超える洪水や、整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできる限り軽減するため、平常時より熱海市や住民等と連携し、要配慮者や観光客などを含めた防災情報の伝達体制や避難体制の整備、防災教育や防災知識の普及啓発活動など、自助・共助・公助による地域防災力の充実、強化を図り、流域のあらゆる関係者と協働して、防災・減災対策に取り組む。」
	上流部での開発が行われた河川であり、住民からも津波より土石流が不安とのヒアリング結果もあるため、上流域の開発に対する管理、監視が重要である。	◆ 上流域も含めた流域全体の適正な管理に向けた、関係機関との連携が重要	(原案) ◆ P8 2 (2) ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項<洪水対策> 「流域一体の取組としては、流域における土地利用計画との調整や土地利用事業の適正化に関する指導、砂防事業や治山事業との適切な調整や連携、保水・遊水機能を有する森林や農地の保全に関する働きかけや情報共有等を行う。さらに、水害リスク情報の充実や住民への周知等の被害を軽減するためのソフト対策を関係機関と連携して進めるなど、流域全体での総合的な水災害対策を推進する。」
	流域保全の観点から、他部局との連携が必要。民有林の開発を行わず、現状を維持していくような方向性を示すなどのアピールが必要。		
	過去の津波被害の記録が隣接する河川で大きく異なり、隣接する河川との整合が取れていないため、記録の記載にあたり無用な懸念を広げない様書き方に配慮すべき。	◆ 過去の記録を確認し、事実を本文に記載することが必要	(原案) ◆ P4 1 (2) 治水事業の沿革と現状<過去の津波被害について> 「多賀地区における津波被害に関しては、元禄16年（1703年）に発生した元禄地震により、沿岸部に高さ6mの津波が襲来したとの記録が残っている。また、大正13年（1923年）に発生した大正関東地震では、5mから6.5mの津波により、上多賀地区と下多賀地区あわせて家屋10戸が流失した。」
利水環境	落差工が傾斜をもって造られている箇所もあり、ハゼ等は遡上できることから、一概に不連続と記載するのではなく、この様な落差工を残していく事が重要。	◆ 既往整備における親水・河川環境を評価し、良好な生態系の維持のため、川の連続性や良好な景観に配慮することが必要	(原案) ◆ P5 1 (4) 河川環境<生息する動植物について> 各河川の特徴的な河川環境を記載した。
	上多賀大川の河口部の緩流域は、非常に面白いアイデアであり、残していただきたい。 治水に問題が無い範囲で、ハゼの仲間が産卵できる環境として段差をつけ、多少の礫を残すなど、治水とのバランスをとるようお願いしたい。		(原案) ※上多賀大川 ◆ P9 2 (2) イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の整備と保全> 「河川環境の整備と保全に関しては、河口付近の一部区間に整備された流

	河床が丸石で整備され水音が美しい区間もあるため、改修をする際に工夫をしてほしい。景観的にも素晴らしい。		れが緩やかな深みや、中上流部で、魚類等の移動に配慮した河道など、生物の良好な生息環境の保全に努める。」
	視察やアンケート結果から環境的に問題があると思われる。汚水の直接排水や特定外来生物が生息している現状では、河川に親しみを持つ市民はいないのではないか。現状をしっかりと書いて、「より良くしていきたい」という記載があるとよい。	◆ 水質や環境の改善に向けて、県、市町、住民などの関係者が連携し、改善に向けて取り組むことが必要	(原案) ◆ P9 2 (2) イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持> 「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流況の把握に努め、健全な水循環の維持や動植物の生息・生育・繁殖環境、景観などに配慮しつつ、土地の適正利用、森林や農地の保全、生活排水の適正処理について、熱海市などの関係機関や地域住民等と連携しながら、河川及び流水の適正な管理に努める。」
下水道を整備しなければ水質が向上しないと意見があるが、地域住民の意識改革も必要である。海や川の水質を守ることを理解してもらい集落単位で浄化して川に流す等の協力してもらう事も必要。			◆ 鍛冶川の上流域に特定外来生物が確認されたことを熱海市へ共有し、適切な対応を取っていただくよう働きかけていく。
低水路とは別に遊歩道外側に水路が設けられ、生活排水を流していた形態の河川であり、低水時には流路によって水質が異なる印象を受けた。水量が少ない時は水質が悪い印象があるため、水質の指標数字にとらわれずに河川環境に配慮する必要がある			
特定外来生物のブラジルチドメグサは、上流に発生源があり、数も少ないため、自治体の対策により拡大防止に繋がる。地元行政への依頼が必要と思われる。			
水神川の親水遊歩道が中途半端となっており、観光で推進していくには残念な状態となっている。	◆ 観光資源としての価値も有する河川現状は貴重であるため、周辺の景観に配慮した川づくりを考えることが重要	(原案) ※水神川 ◆ P9 2 (2) イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項<河川環境の整備と保全> 「河川景観に関しては、熱海市におけるまちづくりと調和した景観が形成されるよう、河川整備や維持管理に際して、熱海市や地域住民等との調整や連携を図ることとする。」	
住民との関わり	流域治水が進められる中、川に意識を向けるという意味では河川愛護活動は非常に重要である。	◆ 地域住民等による河川愛護活動などを通じて、河川に関心を持ってもらうことは、様々な面で重要であり、高齢化等の課題を踏まえ、これらの活動が継続されていくことが必要	(原案) ◆ P9 2 (2) エ 地域との連携と地域発展に関する事項 「住民等が行う清掃活動などの河川美化活動に対しては、上多賀大川では町内会などの地元の住民による河川清掃や除草などの取組が行われている。今後、高齢化により地域コミュニティや活動の衰退も危惧されることから、地域の要請等を適切に捉えるよう努め、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としたリバーフレンドシップ制度等を活用し、河川愛護の取組が継続されていくよう、支援する。 また、教育機関における河川防災教育などを熱海市と連携し、地域住民が河川に対する関心を高める取組を推進する。」
	リバーフレンドシップやボランティア活動を行っているメンバーが高齢化しているため、若い世代にも取組を継承していく様な行動が重要である。		
	リバーフレンドシップの活動など川への関心を持ってもらえることで、配慮型の河川改修に繋がると考えられる。これらの活動が重要であることを基本方針への記載していただきたい。	◆ 河川に関心を持ってもらうことが、住民との協働による川づくりのために必要	
	河川環境学習などで楽しさを知ってもらい、川に視線を向けてもらうことが配慮型の改修に繋がると思うので、ソフトのところで書き込んでいただきたい		
景観・生態系を加味しつつ人命を第一に考慮して整備できるかは難しいが、河川に愛着を持つことが人命や流域治水にも重要である。	◆ 住民にとって身近な河川としての関心を呼び起こすことが、環境（生態系や景観）への配慮の点だけでなく、治水に対する意識向上につながる。		